

平成30年度 事業計画

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

I 基本方針

全国における労働災害の発生状況については、長期的には減少しているものの、昨年の死亡災害は前年比約3.5%の増加、休業4日以上之死傷災害も同じく約2.1%の増加となっている。(いずれも3月速報値)

また、山口県内における災害発生状況では、昨年の死亡災害、休業4日以上之災害件数は、その前年と比較してともに減少しているものの、平成29年の災害発生件数を平成24年と比較し15%以上減少させるという第12次労働災害防止計画の目標は達成できなかった。

そうした中で、平成30年度を初年度として策定された第13次労働災害防止計画では、死亡災害の撲滅を目指した対策の推進、企業・業界単位での安全衛生の取組みの強化、安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進、国民全体の安全・健康意識の高揚などの重点対策が示されている。

そして、国全体の課題となった働き方改革では、長時間労働の抑制、勤務間インターバルの確保及び雇用形態に拘らない公正な待遇の確保等に関して、事業場の対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、当協会としては技能講習、特別教育等の法定講習の開催とその質的向上はもちろん、各種研修会の開催による労働災害の防止、健康の保持増進等への支援、働き方改革に関する情報発信等に取り組むこととする。

更に、当協会は本年6月に創立70周年を迎えることから、これを契機に労働災害の防止等に関して、当協会のこれまでの取組み実績等を広く内外の関係者に示すとともに、これらの啓発活動を展開する。

加えて、当協会が継続的にこれらの取組みが推進できるようにするためには、財政基盤の強化とともに、各種講習が安定的に実施できる施設等の確保が必要とされることから、事業運営の合理化・効率化に努め、必要な施設の確保についてもその方法に関する検討を行う。

1 実施事業（公益目的支出計画における実施事業）

(1) 労働災害防止活動

イ 産業安全衛生大会

労働災害の防止と健康の保持増進等、労働安全衛生意識の高揚を図ることを目的として毎年開催している山口県産業安全衛生大会を「一般社団法人山口県労働基準協会創立70周年記念第43回山口県産業安全衛生大会」として開催する。

また、徳山支部、防府支部、宇部支部においても地区産業安全衛生大会を開催する。

ロ 安全衛生研究会等

全国安全週間及び全国労働衛生週間時期に安全衛生水準の向上を目的とした事業として安全衛生(安全又は衛生)研究(研修)会を開催する。

(2) 労働条件確保等事業

労働条件の確保・改善に係る知識の習得並びに働き方改革に関する情報提供を目的とした事業として労務研究(研修)会及び経営者ゼミナールを開催する。

(3) 普及啓発・広報活動事業

- ① 労働基準法等関係法令の普及啓発及び指導に関する事業を推進する。
- ② 労働安全衛生法等関係法令の普及啓発及び指導に関する事業を推進する。
- ③ その他、事業推進に関連する関係法令等の普及啓発及び指導に関する事業を推進する。
- ④ 機関紙「山口労基」、各種資料及び安全標語等を記載した一般社団法人山口県労働基準協会創立70周年記念品の配布並びにホームページによる広報活動に関する事業を推進する。

2 技能講習・安全衛生教育等事業

- (1) 登録教習機関として登録を受けている技能講習及び養成講習を行う。
- (2) 労働安全衛生法の規定に基づいた安全管理者選任時研修並びに教育に関する指針等による各種講習会・研修会を行う。
- (3) 自社で教育を行うことが困難な事業者に代わって、支部と連携を図りながら「特別教育」及び「職長等教育」を行う。
- (4) 免許試験受験者の合格率向上を図るため、内容の充実した3種目の受験準備講習を行う。
- (5) 危険予知訓練(KYT&RA)研修及びリーダーのための研修を行う。

3 安全と健康の確保のための主要な取り組み

- (1) 「第13次労働災害防止活動5ヵ年計画」の初年にあたり、その計画目標に向けて、行政、労働災害防止団体等と連携し、より効果的に事業を推進する。
- (2) 事業場における衛生管理水準の向上に資するため、「山口県衛生管理者協議会」の活動促進を図る。

4 運営及び基盤の強化

- (1) 会員サービスの向上とこれによる会員拡大
- (2) 的確な協会運営と支部活動の活性化
- (3) 業務執行の効率化の推進
- (4) ホームページ及び山口労基を活用した積極的な情報発信
- (5) 安全衛生講習等の一層の質的向上
- (6) 西部教習所等の効率的な運営
- (7) 東部教習所設立検討委員会による教習所設置の検討

5 山口地区出張特別試験の実施

労働安全衛生法に基づく各種国家免許試験のうち、次の9種目について9月23・24日に山口県セミナーパークを会場に、(公財)安全衛生技術試験協会中国四国安全衛生技術センターによる出張特別試験を当協会の設営で実施する。

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 第一種衛生管理者 | ⑥ クレーン・デリック運転士 (クレーン限定) |
| ② 第二種衛生管理者 | ⑦ 移動式クレーン運転士 |
| ③ 一級ボイラー技士 | ⑧ エックス線作業主任者 |
| ④ 二級ボイラー技士 | ⑨ 潜水士 |
| ⑤ ボイラー整備士 | |

6 関係団体等との積極的連携

- (1) (公社)全国労働基準関係団体連合会山口県支部の事業運営に協力する。
- (2) 中央労働災害防止協会の事業運営に協力する。
- (3) その他の関係団体等の事業運営に協力する。

7 諸会議

次の会議を行う。

- (1) 定時社員総会（6月14日）
- (2) 定例理事会（5月、6月、11月、3月）
- (3) 安全衛生・労務専門部会合同会議（6月、8月、3月）
- (4) 山口県衛生管理者協議会幹事会（6月、8月）
- (5) 東部教習所設立検討委員会（随時）
- (6) その他関係団体との業務連絡会議（随時）
（中災防、全基連、中国・四国ブロック労働基準協会等）